

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

安心安全に避難行動や避難生活が行える防災体制整備事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県浜田市

3 地域再生計画の区域

島根県浜田市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的及び自然的特性】

平成 17 年 10 月 1 日に、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の 5 市町村が合併し、新「浜田市」が誕生した。島根県西部の日本海を望む位置にあり、市域は東西 46.4 キロメートル、南北 28.1 キロメートルで、面積は 690.68 平方キロメートルとなっている。

浜田市の大部分が、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。市内には、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開している。全体としてまとまった平地は少ないが、豊かな自然を有し多面的機能をもつ中山間地域に恵まれ、国土および環境の保全や地下水の涵養等に大きな役割を果たしている。

気候については、対馬海流の影響で比較的温暖であり、冬季の積雪も少なく、自然環境や居住条件に恵まれた地域である。

【人口】

現在の浜田市は、2005 年 10 月に 5 市町村（浜田市、金城町、旭町、弥栄村及び三隅町）が合併して誕生した。総人口は、高度成長期（1954 年～1973 年頃）

の都市部への流出により、人口がピークだった 1955 年の 91,495 人から急激に減少している。

高度成長期の終了とともに人口は安定したが、1985 年の 72,529 人以降は、バブル景気（1986～1991 年頃）のため都市部への人口流出が再び始まった。出生数の低下も重なり、バブル崩壊後の 2010 年には 61,713 人と、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の減少により、人口減少が続いており、2021 年 3 月 31 日現在では、52,145 人となった。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した試算では、2040 年で 41,288 人、2060 年には 29,332 人となっている。

近年の人口構成の状況を見るために、住民基本台帳で 2010 年と 2015 年の 5 月 1 日現在の数値を比較して見ると、やはり全人口に対する老年人口（65 歳以上）の割合が、31.1%から 34.4%と増加しており、2021 年 3 月 31 日現在では 37.3%となっている。逆に、20 歳～39 歳の、子どもを産み育てる若い世代が 19.2%から 18.0%と減少しており 2021 年 3 月 31 日現在では 16.6%、20 年後にその世代になる 0 歳～19 歳の子ども世代は 16.7%から 16.2%と減少し、2021 年 3 月 31 日現在では 15.5%となり、更に少ない状況である。

また、2010 年の 15 歳～19 歳の人口 2,706 人が、5 年後の 2015 年に 20 歳～24 歳になったときに 440 人減の 2,266 人と大きく減少したのは、高校卒業後の進学・就職で大きく流出していると推察される。

【まちづくり】

町内会は、2016 年に 603 町内だったが、2021 年には 600 町内と減少、世帯以上同居した住宅数は、2008 年には 140 戸だったが、2018 年には 110 戸と減少、独居高齢者数は、2014 年には 5,663 人だったが、2021 年には 6,334 人と増加している。また、浜田市内で農業が盛んであった旭町都川は、2011 年の地域人口 319 名で高齢化率が 52.6%で高齢化が進んでいたが、2021 年の地域人口 225 名で高齢率が 70.3%となっており、急速に高齢化が進んでいる。中山間地にはこういった集落が点在している。

人口減少・少子高齢化が進む中、地域活動の担い手が不足・高齢化してきており、地域が本来有している「住民自治」の機能が低下しつつある。また、地域課題が複雑化・多様化している現代社会において、行政や個人だけでは対応しきれ

ない問題を解決する場として持続可能な地域コミュニティの体制づくりが求められている。

【防災】

本市は、台風や集中豪雨による被害をたびたび受けており、毎年のように発生する災害に対して、この教訓を生かした対策を検討して、まず災害の未然防止の徹底に努める必要がある。今後は、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害を想定して対策をする必要がある。また、本市は平地が少なく、集落が点在しており、土砂災害警戒区域数は島根県最多の3,968か所、土砂災害特別警戒区域数も、島根県最多の2,784か所となっている。地球温暖化に伴い集中豪雨が増加傾向にあり、本市においては、災害発生時、土砂災害による家屋の倒壊や孤立集落の発生などの可能性が高くなっている。

なお、こういった災害に対応するため、例年6月に住民参加型の総合防災訓練を実施しており、避難訓練やここ2年間については、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所設営訓練を実施している。

中山間地本市の高齢化率においては、2019年において36.6%と、各地域とも全国有数の高齢化の進んだ島根県の高齢化率（34.3%）を上回っており、災害発生時の避難等に当たっては、特に中山間地域における高齢者への配慮が必要となる。

しかしながら、現時点において、福祉避難所の指定数は8施設（避難者受入可能人数1,416人）となっており、最大の避難者数が想定されている島根県地震・津波想定から災害時に支援を必要とする人（以下「要支援者」という。）の避難者数は、683人と推測され、要配慮者1名に対し付添1名がいたとしても1,366人となるため、収容数は確保できているが、要支援者に対応可能な災害時備蓄の福祉避難所への整備率は0%となっており、受入は可能であるが、避難生活を送る体制が整っていない。また、個別避難計画策定率は、令和3年8月4日現在の名簿提供同意者中20.8%と低い割合となっており、個別避難計画の意義等の理解不足から策定が進んでいない状況である。人口減少・少子高齢化が進む中、安

心安全に避難行動や避難生活が行える防災体制整備は急務となり、福祉避難所の指定や個別避難計画策定を進め、地域内で避難可能な体制をつくる必要性がある。

4-2 地域の課題

4-1に記載のとおり、高齢化が進行しており、高齢者の単独世帯も増加傾向にある。また、町内会や住民自治組織の減少、構成員の高齢化も進行している状態である。かつて、2世代以上が同居し、災害時は、家族・近所の助け合いで災害から身を守ってきた。

しかしながら、核家族化・少子高齢化の進行、近所付き合いの減少、地域コミュニティの衰退により、かつてのような助け合いが困難となっている。地域コミュニティを強化し要支援者の避難支援を確保すること及び要支援者が安心して避難できる環境の整備を進め、持続可能な地域づくりを進めていく必要がある。

地域のコミュニティを維持することで共助の機能が維持され、要支援者をサポートする支援者が、要支援者を災害の危険のない場所へ誘導することが必要となっている。それを計画にした個別避難計画の策定は急務となっている。

また、高齢化の進行により、避難所において、健常者では必要性がない吸入器など必要とする要配慮者もあり、福祉避難所の施設だけではなく、要配慮者に特化した災害用備蓄の整備は急務となっている。

なお、乳幼児がいる家族にとっても災害時安心して避難生活が送れる福祉避難所の体制整備が必要である。

4-3 目標

4-2に記載した課題に対応するため、福祉避難所の基盤整備及び個別避難計画の策定を進めることにより、災害時においても、要支援者が安心安全な生活を行うことができ、何歳になっても今住んでいる場所で暮らせるまちづくりを目指す。また、災害時安心して避難する場所ができることによって、各地域で子育て世代も安心して地域で子育てができ、安心して産み育てる環境づくりにつながる。

【数値目標】

５－２の①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
安心安全に避難行動や避難生活が行える 防災体制整備事業	要支援者に対応可能な 災害時備蓄を福祉避難 所に整備	0 施設	4 施設	基本目標 2 基本目標 4
	個別避難計画策定率※	20.8 %	50 %	基本目標 2 基本目標 4

※ 個別避難計画策定率は、避難行動要支援者名簿の掲載者のうち、避難支援等関係者に情報提供の同意をされたものの個別避難計画策定割合とする。

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

安心安全に避難行動や避難生活が行える防災体制整備事業

ア 福祉避難所の体制整備事業

イ 避難行動要支援者への体制強化事業

② 事業の内容

ア 福祉避難所の体制整備事業

(事業の概要)

停電時に呼吸器や空調設備を稼働することができる外部給電器、停電時使用可能であるバリアフリースイッチ等を購入し、事前に配備することで、福祉避難所の設備強化をし、要配慮者等が安心して避難できる環境

づくりをする。

〔具体例〕

○停電時において、吸入器や空調設備を使用可能にするための外部給電器及び使用可能なバリアフリースイールの整備

イ 避難行動要支援者への体制強化事業

（事業の概要）

令和４年度に避難行動要支援者名簿の管理システムを改修（管理情報や避難支援関係者への提供情報量などを強化）することで、個別避難計画の策定促進に寄与するとともに、災害時にあつては個別避難計画の未策定者であっても、避難支援が実施されやすい環境を構築する。

また、個別避難計画の策定にあつては、福祉専門職等の参画や関与を検討し、策定に係る報酬を支給することにより、策定率の向上を図る。

〔具体例〕

○避難支援等関係者に提供する要支援者名簿の掲載情報の充実化

（本人連絡先、避難を必要とする事由、居住するハザード地域の状況など）

○避難支援等関係者との連携強化による個別避難計画の作成取組

本事業は、浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標２「子どもを安心して産み育てる環境づくり」の「ゆとりある子育てへの支援」に位置付けられる事業であり、当該数値目標の「放課後児童クラブ定員数 905 人」の達成、同じく、基本目標４「地域の特性を活かした安心して暮らせるはまちづくり」の「地域のコミュニティの形成」に位置付けられる事業であり、当該数値目標の「地区まちづくり推進委員会の組織化 90%」の達成に寄与するものである。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

４の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

15,360 千円（2021 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年３月、事業の評価については、地域住民、福祉避難所関係者等の関係者を構成員として、事業結果を検証し、取組状況を本市ホームページで公開する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで